

ちょっと気になるデータ

男女間、雇用形態間の賃金格差

—平成27年賃金構造基本統計調査結果—

2月18日に厚生労働省から「賃金構造基本統計調査」の平成27年結果が公表された。

一般労働者（短時間労働者以外の労働者）の賃金（6月分として支払われた所定内給与額の平均値。月額。以下同じ。）をみると、男女計は304,000円（前年比1.5%増）、男性は335,100円（同1.7%増）、女性は242,000円（同1.7%増）で、女性の賃金は比較可能な昭和51年以降で最高となっている。男性の賃金を100としたときの女性の賃金で格差をみると、格差は昭和60年以降おおむね縮小傾向で推移しており、平成27年は72.2で、前年に引き続き過去最小となっている。

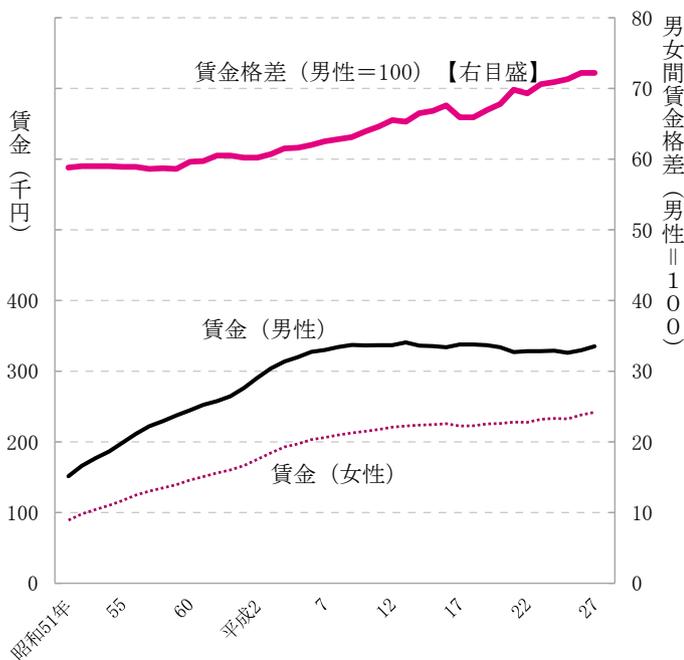
雇用形態別の賃金をみると、男女計は「正社員・正職員」321,100円（前年比1.1%増）、「正社員・正職員以外」205,100円（同2.4%増）となっている。正社員・正職員の賃金を100としたときの正社員・正職員以外の賃金で格差をみると、正社員・正職員以外の賃金は63.9（前年63.0）となっている。格差は3年連続で

縮小しており、雇用形態別の集計が行われている平成17年以降で最小となっている。

雇用形態間の賃金格差を企業規模別にみると大企業で56.9、中企業で65.0、小企業で71.7となっており、規模が大きいほど格差が大きくなっている。また、主な産業別にみると卸売業・小売業（58.9）、金融業、保険業（61.5）などで格差が大きく、建設業（79.8）、学術研究、専門・技術サービス業（73.8）などでは小さくなっている。

（調査・解析部）

男女別賃金



産業別 雇用形態間賃金格差 平成27年 (正社員・正職員=100)

